

出産したときの給付(出産費・家族出産費)



● 出産費・家族出産費

組合員や被扶養者の皆さまが出産したときは、次のように「出産費(家族出産費)および附加金」を支給します。

組合員	出産費	420,000円
	出産費附加金	20,000円
被扶養者	家族出産費	420,000円
	家族出産費附加金	20,000円

- (注)① 妊娠4カ月(85日)以上の死産、流産などの異常分娩または母体保護法に基づく人工妊娠中絶に対しても支給します。この場合附加金は支給されません。
- ② 双生児以上を出産した場合は、その人数分の額を支給します。
- ③ 支給額については、産科医療補償制度に加入している分娩機関において、在胎週数22週に達した日以後に出産(死産を含む)した場合に420,000円を支給します。なお、在胎週数22週未満(流産、人工妊娠中絶含む)または産科医療補償制度に未加入の分娩機関において出産した場合は、408,000円の支給となります。
- ④ 被扶養者の方が、退職後6カ月以内の出産で、以前加入していた健康保険等から給付を受けるときは、家族出産費は支給しません。

● 妊婦保健助成金

出産費・家族出産費が受給できる方が、医師の健康診断を受けた場合、10,000円を限度に妊婦保健助成金を支給します。

ただし、健康診断の費用が10,000円未満の場合は実際に支払った額となります。

(注)双生児以上の場合でも、10,000円の支給です。

● 請求方法(次の3つのうちから1つを選択してください)

① 直接支払制度

組合員や被扶養者の皆さまが出産費等の請求・受領を医療機関等に委任することにより、共済組合が出産費等を直接医療機関等に支払います。

組合員の皆さまは、出産後、出産費等の請求書と添付書類を所属所経由で共済組合に提出してください。

② 受取代理制度

組合員や被扶養者の皆さまが医療機関等を受取代理人とすることをあらかじめ共済組合へ申請することにより、共済組合が出産費等を直接医療機関等に支払います。

・「出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)」は、出産予定日の2カ月以内になってから所属所を経由して共済組合に提出してください。

・出産後には、出産費等の請求書を所属所経由で共済組合に提出してください。

③ 上記1、2の制度を利用しない場合

出産費用全額を医療機関等に支払い、後日、出産費等の請求書と添付書類を所属所経由で共済組合に提出してください。